

事業者の皆さま向けセミナー

# 長期使用製品安全点検・表示制度について

平成22年2月9日  
経済産業省



経済産業省  
*Ministry of Economy, Trade and Industry*



## (1) 長期使用製品安全点検・表示制度創設の背景

## (1) 長期使用製品安全点検・表示制度創設の背景

# 製品安全法体系

製品出荷時

製品欠陥

事前規制

対象製品の指定、届出  
製品の技術基準  
製品への表示(PSマーク)  
違反の場合の命令

消費生活用製品安全法

電気用品安全法

ガス事業法

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

製品使用時

経年劣化

長期使用製品安全点検制度

長期使用製品安全表示制度

消費生活用製品安全法を改正

2009年4月1日から施行

事故発生時

事故拡大

重大製品事故報告・公表制度

消費生活用製品安全法

2007年5月14日から施行

## (1) 長期使用製品安全点検・表示制度創設の背景

### 所有者による保守が難しい製品の長期使用に伴って生じた重大製品事故の例

製品	ガス小型瞬間湯沸器
使用年数	十数年
事故内容 と 機器の状 況	熱交換器フィン部に多量のすすが付着し、逆バイアス熱電対部の逆起穴もすす詰まりをしていたため不完全燃焼防止装置が作動せず、一酸化炭素が発生し続け消費者一名が死亡した。
原因	不燃防止装置が作動したのにもかかわらず、点火を繰り返し、不燃防不作動となる。換気扇とガス漏れ(CO)警報機の電源が抜いてあり、換気扇を使用せずに使用。

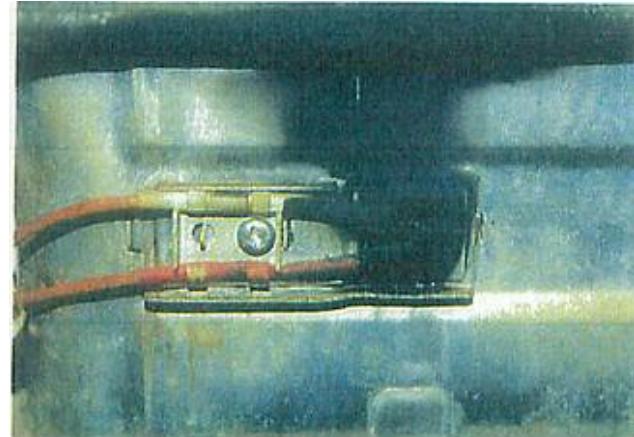


写真1 逆バイアス熱電対部の逆起穴のすす詰まり



写真2 逆バイアス熱電対部の逆起穴の裏側に多量のすす付着 3



## (2) 長期使用製品安全点検制度の概要

## 長期使用製品安全点検制度の概要

目的: 製品の長期使用に伴う経年劣化事故の防止

内容: 特定の製品に関し、事業者が、消費者が行う保守をサポートし、長期使用時の製品の安全点検を促進

施行時期: 平成21年4月1日から

## 長期使用製品安全点検制度の概要

経年劣化による重大製品事故の発生率の高い製品について、安全に使えるように点検を促す制度

製造・輸入事業者が、製品への表示(設計標準使用期間・点検期間)等の情報提供、所有者へ点検の通知をし、その要請により点検を実施

販売業者は、所有者に対して説明を行うとともに、所有者による製造・輸入事業者への所有者情報の登録を取り次ぐ

## 特定保守製品(長期使用製品安全点検制度の対象製品)

- ・長期に使用(通常、10年超)される製品
- ・燃焼系のガス機器、石油製品又は高圧・大電流系の電気製品等
- ・消費者自身による保守(メンテナンス)が難しい設置・組込型製品等
- ・経年劣化による重大製品事故の発生率の高い製品

対象製品  
9品目

屋内型瞬間湯沸かし器(都市ガス、LPガス)  
屋内型ふろがま(都市ガス、LPガス)

石油給湯機

石油ふろがま

FF式石油温風暖房機

ビルトイン型電気食器洗い機

浴室用電気乾燥機

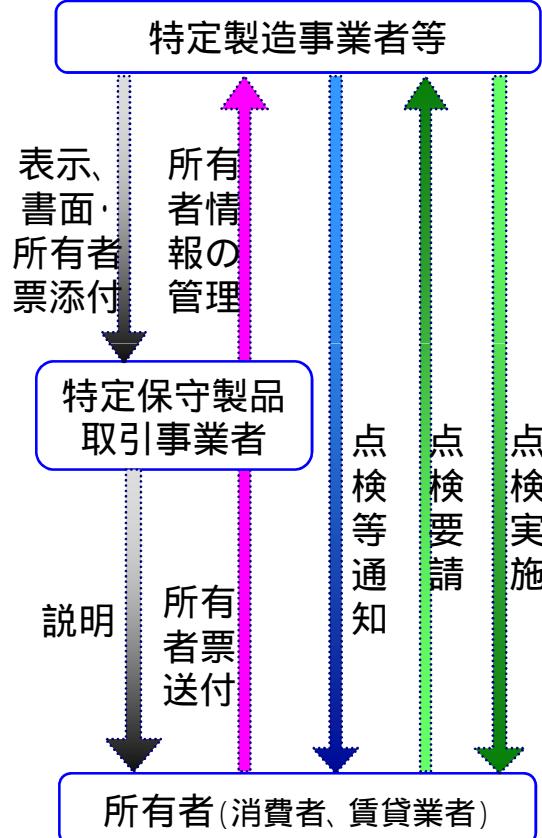
## 長期使用製品安全点検制度の主要な流れ

特定保守製品への表示(設計標準使用期間、点検期間等)、書面・所有者票添付の義務付け

重要事項の説明の義務付け

所有者による所有者情報の提供(登録・変更)責務と特定保守製品取引事業者の協力責務

所有者情報の適切な管理等の義務付け



点検の必要性等に関する通知の義務付け

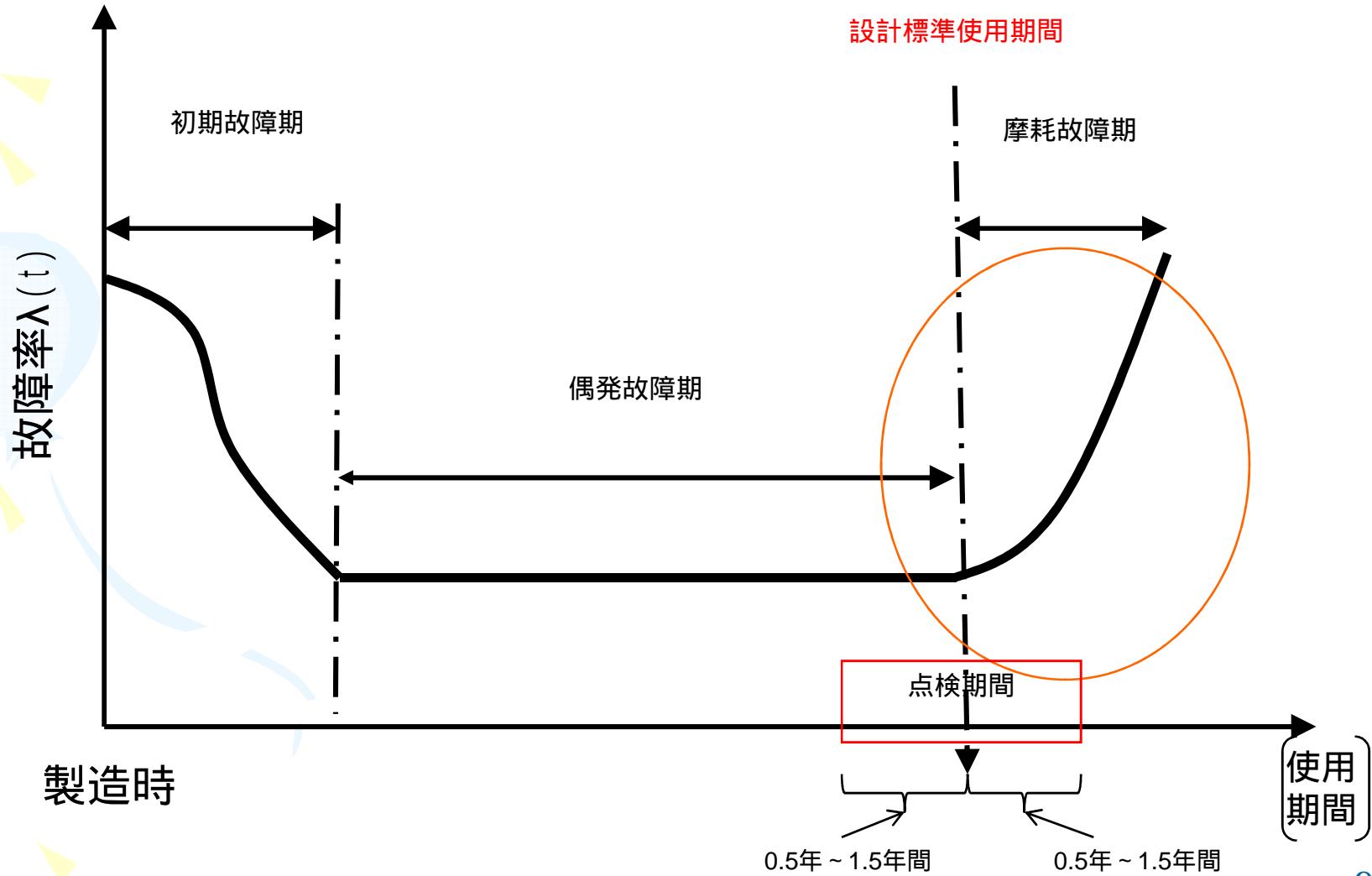
所有者の点検実施責務

点検応諾及び点検実施体制整備の義務付け

関連事業者の情報提供責務

関連事業者  
(仲介、設置・修理、エネルギー供給)

## 設計標準使用期間及び点検期間



(2) 長期使用製品安全点検制度の概要

## 特定保守製品への表示

- 設計標準使用期間及び点検期間の他、点検の要請を容易にするため、問合せ連絡先等を記載
- 表示は製品の見やすい箇所に読みやすい記載で、容易に消えない又ははく離しない方法で行われる → 製品本体に表示することが適当でない場合には、遠隔操作装置等に記載

製品本体の表示のイメージ

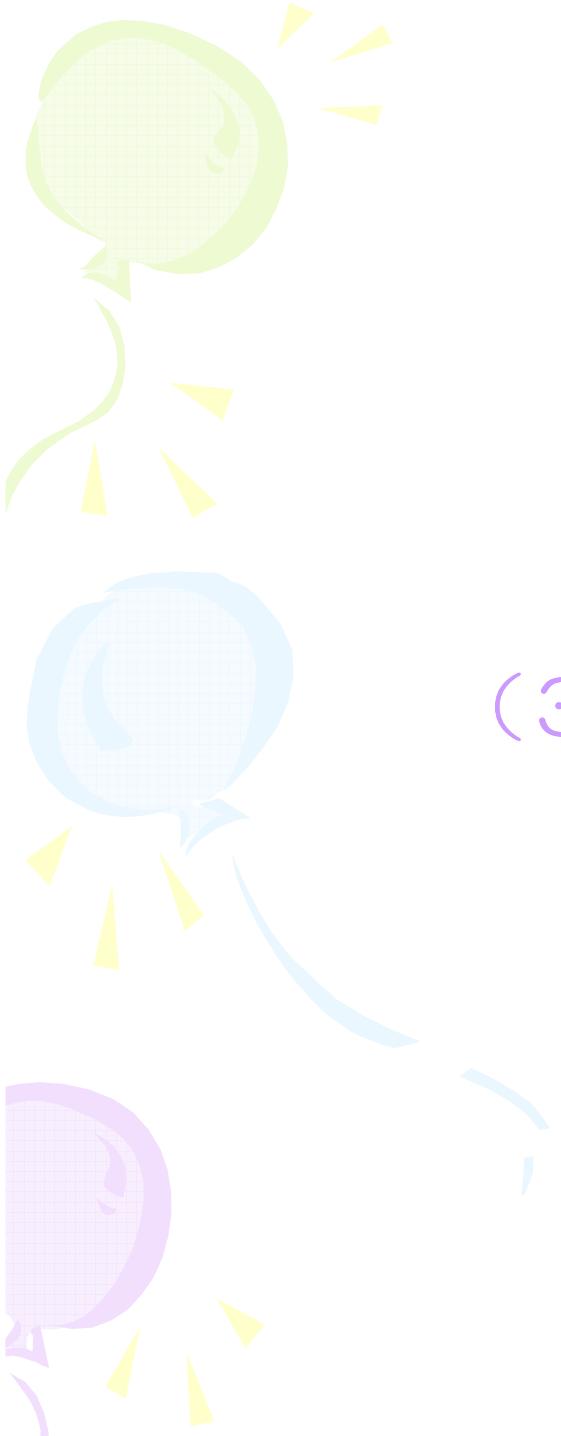
### 特定保守製品

1. 特定製造事業者等名  
株式会社 A B C  
県 市 区 町\*\*
2. 製造年月 20XX年XX月
3. 製造番号 XXXX - XXXXXX
4. 設計標準使用期間 年
5. 点検期間 20XX年XX月 ~ 20XX年XX月
6. 問合せ連絡先  
株式会社 A B C お客様相談センター  
0120 - XX - XXXX

遠隔操作装置の表示のイメージ

### 特定保守製品

1. 特定製造事業者等名 株式会社 A B C
  2. 設計標準使用期間 年
  3. 問合せ連絡先  
株式会社 A B C お客様相談センター  
0120 - XX - XXXX
- 製造年月、製造番号、点検期間については  
製品本体に記載



### (3) 特定製造事業者等の役割

## 特定製造事業者等の義務

特定保守製品の製造・輸入事業者(特定製造事業者等)は、製品の技術情報を持つ者であることから、製品の所有者に対して点検等の保守に関する情報を提供し、所有者の保守に関する取組をサポートするための役割を担う。

- ・事業の届出義務
  - ・製品への表示義務
  - ・製品への書面・所有者票の添付義務
  - ・製品の所有者情報の管理等義務
  - ・点検通知義務
  - ・点検実施義務
- ・点検等の保守サポート体制の整備義務 → 既販品も対象

法施行  
日(平成  
21年4  
月1日)  
以降に  
製造・輸  
入された  
製品に  
限る

## 点検等の保守サポート体制の整備義務

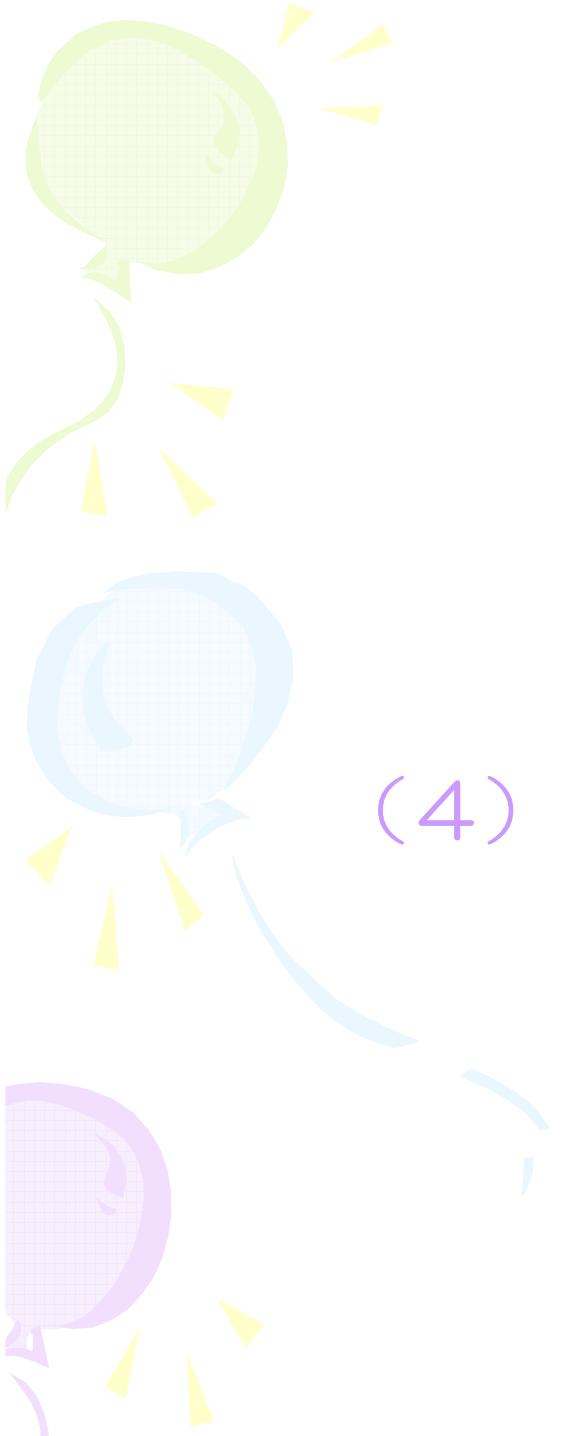
特定保守製品の経年劣化による危害を防止するため、点検その他の保守を実施するために必要な体制整備のための判断基準を国が定める 既販品も含む

<省令で定める判断の基準>

点検を行う事業所の配置 地理的条件、交通事情、販売状況等を勘案して、点検が能率的に行われるよう適正に配置し、各事業所に点検を行う技術者を確保する

- 点検料金の設定 適正な原価を著しく上回らないものとして定められた技術料、出張料等の費用の合計とする
- 点検料金の公表・告知 点検料金の設定基準をインターネット等で公表し、点検を求められた場合、点検に先立って内訳、目安を伝える
- 点検に必要な手引の作成・管理 点検基準に基づき(既販品は準ずる)作成し、点検を委託する場合の委託先や第三者機関に送付し、保管を依頼する(既販品を除く)
- 整備に要する部品の保有 販売状況を勘案して保有期間を定め、保有する(既販品を除く)
- 部品の保有状況に関する情報提供 点検を求められた場合、点検に先立って部品の保有状況を伝える
- 点検期間にあるものについての情報提供 点検期間(既販品は相当する期間)にある製品の型番号等をインターネット等で提供する
- 技術的講習の実施 点検を行う技術者に講習を定期的に行う(委託する場合には、講習等を行う)
- 点検結果の記録 点検結果を記録し、一定期間(3年間)保管する
- 点検結果の伝達 点検結果は、点検を求めた者に適切な方法(書面を交付する等)で伝える

特定製造事業者等は、判断基準を勘案して、適切な点検その他の保守のために必要な体制を整備しなければならない 既販品も含む



## (4) 特定保守製品取引事業者の役割

## 特定保守製品取引事業者の義務・責務

**特定保守製品取引事業者**には、特定保守製品又は設置した建物を販売する際に、2つの義務・責務。

- 購入者に対し、所有者票に記載されている**法定事項の説明の義務** があります。説明義務違反は勧告・公表(命令・罰則はなし)
- ユーザー登録(**所有者票の投函**)への**協力の責務** があります。

義務・責務の対象となる製品は**平成21年4月1日以降に製造・輸入されたもの**で、製品の見やすいところに「**特定保守製品**」と表示されています。

**新築だけでなく既存建物のリフォーム**であっても、製品が**平成21年4月1日以降に製造・輸入されたもの**であれば、**義務・責務が生じます**。

製品に「**特定保守製品**」の表示が無いなど、**対象製品かどうかが分からぬ場合は、義務・責務はありません**。

特定保守製品の表示のある製品を店頭などで販売する際には、POPなどで消費者に長期使用製品安全点検制度の対象製品であることをわかりやすく情報提供することが望されます。

製品に「**特定保守製品**」と表示されています。

### 特定保守製品

1. 特定製造事業者等名  
株式会社ABC  
県市町\*\*
2. 製造年月 20XX年XX月
3. 製造番号 XXXX-XXXXXX
4. 設計標準使用期間 年
5. 点検期間  
20XX年XX月～20XX年XX月
6. 問合せ連絡先  
株式会社ABC お客様相談センター  
0120-XX-XXXX

#### (4) 特定保守製品取引事業者の役割

##### 表面

料金受取人名	郵便はがき															
	X X X X X X X X															
(受取人)																
X X 局私書箱 X X 号																
株式会社 A B C																
お客様カード登録係 行																
<table border="1"> <tr><td>特定保守製品</td></tr> <tr><td>製品名</td><td>XXXX-XXXXXX</td></tr> <tr><td>2. 特定製造事業者等名</td><td>株式会社ABC</td></tr> <tr><td></td><td>○○県○○市○○区○○町○○</td></tr> <tr><td>3. 製造年月</td><td>20XX年XX月</td></tr> <tr><td>4. 製造番号</td><td>XXXX-XXXXXX</td></tr> <tr><td>5. 設定期間(使用期間)</td><td>△△年</td></tr> <tr><td>6. 点検期間</td><td>20XX年XX月～20XX年XX月</td></tr> </table>		特定保守製品	製品名	XXXX-XXXXXX	2. 特定製造事業者等名	株式会社ABC		○○県○○市○○区○○町○○	3. 製造年月	20XX年XX月	4. 製造番号	XXXX-XXXXXX	5. 設定期間(使用期間)	△△年	6. 点検期間	20XX年XX月～20XX年XX月
特定保守製品																
製品名	XXXX-XXXXXX															
2. 特定製造事業者等名	株式会社ABC															
	○○県○○市○○区○○町○○															
3. 製造年月	20XX年XX月															
4. 製造番号	XXXX-XXXXXX															
5. 設定期間(使用期間)	△△年															
6. 点検期間	20XX年XX月～20XX年XX月															
<table border="1"> <tr><td>販売事業者(特定保守製品取引事業者)記入欄</td></tr> <tr><td>販売事業者:</td></tr> <tr><td>説明上月日:20XX年XX月XX日</td></tr> </table>		販売事業者(特定保守製品取引事業者)記入欄	販売事業者:	説明上月日:20XX年XX月XX日												
販売事業者(特定保守製品取引事業者)記入欄																
販売事業者:																
説明上月日:20XX年XX月XX日																

SAQ0491

##### 裏面

お客様控えとなります。 大切に保管して下さい。																																														
お客様控え所有者票																																														
<p>■所有者登録の方法</p> <p>所有者名、インターネット、携帯電話、電話のいずれかにより登録下さい。</p> <p>・所有者票(返信はがき)での登録</p> <p>所有者票に所定事項をご記入のうえ、ミシン目で切り取って返信して下さい。</p> <p>インターネット、携帯電話、電話からご登録頂く場合は、所有者票の返信は不要です。</p> <p>・インターネットでのご登録(各社任意事項)</p> <p><a href="http://www.abc.co.jp/user/">http://www.abc.co.jp/user/</a>へアクセスし、画面の案内にしたがって登録して下さい。</p> <p>・携帯電話でのご登録(各社任意事項)</p> <p>右のQRコードもしくは<a href="http://www.abc.co.jp/user/">http://www.abc.co.jp/user/</a>で携帯サイトにアクセスし、画面にしたがって登録して下さい。</p> <p>・電話でのご登録(各社任意事項)</p> <p>株式会社ABCお客様相談センター 0120-XXXX-XXXXへご連絡下さい。 受付時間は平日9:00～17:00です。</p> <p>■所有者登録した情報は消安法、個人情報保護法及び当社規定により適切な安全対策のもとに管理し、法定点検、リコール等</p>																																														
<table border="1"> <tr><td>お客様登録欄</td></tr> <tr><td>・※箇所は消安法で求められる記入必須項目です。</td></tr> <tr><td>・物件管理会社様へ法定点検通知送付ご希望の場合はおも記入下さい。</td></tr> <tr><td>・お客様個人情報(個人情報保護法)を記入してご返信下さい。</td></tr> </table>		お客様登録欄	・※箇所は消安法で求められる記入必須項目です。	・物件管理会社様へ法定点検通知送付ご希望の場合はおも記入下さい。	・お客様個人情報(個人情報保護法)を記入してご返信下さい。																																									
お客様登録欄																																														
・※箇所は消安法で求められる記入必須項目です。																																														
・物件管理会社様へ法定点検通知送付ご希望の場合はおも記入下さい。																																														
・お客様個人情報(個人情報保護法)を記入してご返信下さい。																																														
<table border="1"> <tr><td>①お客様登録(所有者情報)</td></tr> <tr><td>姓(姓)</td><td>田口</td><td>名(名前)</td><td>一郎</td></tr> <tr><td>※法定点検通知送付先ご住所</td><td>〒100-00000</td><td>都道府県</td><td>東京都</td></tr> <tr><td>市</td><td>千代田区</td><td>区部</td><td>麹町</td></tr> <tr><td>アパート・マンション名</td><td>麹町</td><td>郵便番号</td><td>102-0091</td></tr> <tr><td>電話番号</td><td>03-XXXX-XXXX</td><td>FAX番号</td><td>03-XXXX-XXXX</td></tr> <tr><td>※法定点検等通知送付方法</td><td colspan="3"> <input checked="" type="checkbox"/>郵便による通知のみ希望  <input type="checkbox"/>FAXによる通知のみ希望  <input type="checkbox"/>E-mailによる通知のみ希望  <input type="checkbox"/>FAXとE-mailによる通知希望  <input type="checkbox"/>E-mailアドレス:  <input type="text"/> </td></tr> <tr><td>次欄に製品ご使用の住所をご記入下さい。</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>□上記住所と同一の場合<input type="checkbox"/></td><td colspan="3">記入不要です。この場合に左記□にチェックを入れて下さい。</td></tr> <tr><td>□製品の所在場所</td><td>〒100-00000</td><td>都道府県</td><td>東京都</td></tr> <tr><td>市</td><td>千代田区</td><td>区部</td><td>麹町</td></tr> <tr><td>アパート・マンション名</td><td>麹町</td><td>郵便番号</td><td>102-0091</td></tr> </table>		①お客様登録(所有者情報)	姓(姓)	田口	名(名前)	一郎	※法定点検通知送付先ご住所	〒100-00000	都道府県	東京都	市	千代田区	区部	麹町	アパート・マンション名	麹町	郵便番号	102-0091	電話番号	03-XXXX-XXXX	FAX番号	03-XXXX-XXXX	※法定点検等通知送付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 郵便による通知のみ希望 <input type="checkbox"/> FAXによる通知のみ希望 <input type="checkbox"/> E-mailによる通知のみ希望 <input type="checkbox"/> FAXとE-mailによる通知希望 <input type="checkbox"/> E-mailアドレス: <input type="text"/>			次欄に製品ご使用の住所をご記入下さい。				□上記住所と同一の場合 <input type="checkbox"/>	記入不要です。この場合に左記□にチェックを入れて下さい。			□製品の所在場所	〒100-00000	都道府県	東京都	市	千代田区	区部	麹町	アパート・マンション名	麹町	郵便番号	102-0091
①お客様登録(所有者情報)																																														
姓(姓)	田口	名(名前)	一郎																																											
※法定点検通知送付先ご住所	〒100-00000	都道府県	東京都																																											
市	千代田区	区部	麹町																																											
アパート・マンション名	麹町	郵便番号	102-0091																																											
電話番号	03-XXXX-XXXX	FAX番号	03-XXXX-XXXX																																											
※法定点検等通知送付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 郵便による通知のみ希望 <input type="checkbox"/> FAXによる通知のみ希望 <input type="checkbox"/> E-mailによる通知のみ希望 <input type="checkbox"/> FAXとE-mailによる通知希望 <input type="checkbox"/> E-mailアドレス: <input type="text"/>																																													
次欄に製品ご使用の住所をご記入下さい。																																														
□上記住所と同一の場合 <input type="checkbox"/>	記入不要です。この場合に左記□にチェックを入れて下さい。																																													
□製品の所在場所	〒100-00000	都道府県	東京都																																											
市	千代田区	区部	麹町																																											
アパート・マンション名	麹町	郵便番号	102-0091																																											

##### 所有者票のイメージ

所有者票は、製品毎に同梱されています。

所有者票を示して、説明し記入してもらって、返送してください。

##### 法定説明事項

所有者票には、製品に表示されている「設計標準使用期間」などが記載されています。

**株式会社ABC**

お客様カード登録係 行

特定製品

1. 製品名 XXX-XXXXXX

2. 特定製造事業者等名 株式会社ABC  
○○県○○市○○区○○町\*\*

3. 製造年月 20XX年XX月

4. 製造番号 XXXX-XXXXXX

5. 設計標準使用期間 △△年

6. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月

7. 問合せ連絡先 株式会社ABC お客様相談センター C120-XX-XXXX

販売事業者(特定製品取引事業者)記入欄

販売事業者: 説明年月日: 20XX年XX月XX日

SAQ3491

※右欄へ、点検期間を記入する際は、法定点検連絡を実施することを要ります。

・この製品の所有者は、所有者登録の情報に変更があった場合は、変更の登録が求められます。裏面の所有者登録の連絡先又は裏面に表示の連絡先に迷った場合は連絡をお願い致します。

・所有者登録のため、この製品の所有者から、この所有者票をお渡し頂くなどにより、所有者情報が、販売事業者への場合には、販売事業者にての所有者票を返送するなどの方法によって、この製品の製造・輸入事業者に所有者情報を送り、提供することについて協力することになっています。

■販売事業者(特定製品取引事業者)記入欄

販売事業者: 説明年月日: 20XX年XX月XX日

**裏面**

裏面の控えとなります。  
大切に保管して下さい。

お客様控え所有者票

■所有者登録の方法

所有者票、インターネット、携帯電話、電話のいずれかにより登録下さい。

・所有者票(返信はがき)でのご登録

所有者票に所定事項をご記入のうえ、ミシン目で切り取って返信して下さい。

インターネット、携帯電話、電話からご登録頂く場合は、所有者票の返信は不要です。

・インターネットでのご登録(各社任意事項)

<http://www.abc.co.jp/user/>へアクセスし、画面の案内にしたがって登録して下さい。

・携帯電話でのご登録(各社任意事項)

右のQRコードもしくは<http://www.abc.co.jp/user/>で携帯サイトへアクセスし、画面にしたがって登録して下さい。

・電話でのご登録(各社任意事項)

株式会社ABCお客様相談センター C120-XX-XXXXへご連絡下さい。受付時間は平日9:00～17:00です。

■所有者登録頂いた情報は、消費法、個人情報保護法及び当たる規定により適切な安全対策のもとに管理し、法が点検、リコール等製品安全に関するお知らせをする場合、外に使用致しません。

■所有者登録情報の変更又は法定点検についてのお問い合わせは、下記連絡先又は裏面の点検連絡先までご連絡下さい。ホームページだけ法定点検に関するご案内をしております。

株式会社ABCお客様相談センター C120-XX-XXXX

1. 製品名 XXX-XXXXXX

2. 特定製造事業者等名 株式会社ABC  
○○県○○市○○区○○町\*\*

3. 製造年月 20XX年XX月

4. 製造番号 XXXX-XXXXXX

5. 設計標準使用期間 △△年

6. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月

7. 問合せ連絡先 株式会社ABC お客様相談センター C120-XX-XXXX

お客様登録欄

※前面に記入で求められる記入必須項目です。

・後で電子メールによる法定点検通知が送付される場合は、必ず記入下さい。

・お客様登録欄には「個人情報保護法」を記入してご返信下さい。

①特定製品所有者情報

※法定点検連絡通知宛地  
住所: ハートマンション名 部屋番号 号室

電話番号: - - - - AX番号 - -

※法定点検通知等通知方法  
□郵送による通知のみ希望 □E-mailによる通知のみ希望 □郵送と両方希望(各社任意事項)  
E-mailアドレス: @

※製品の所在場所  
住所: ハートマンション名 部屋番号 号室

次の②に記入していただきの場合、点検通知はどちらのご住所へ送付いたします。

② 物件管理会社情報

法人名称: ハートマンション 部屋番号

所在地: 市 区部

建物名称: - - - - AX番号 - -

※前面(お客様控え所有者票)の「わざ名」に法定説明事項の各項目について、販売事業者から説明を受けましたか? □にチェックを入れて下さい。  
はい いいえ

説明し記入してもらって、返送してください。

## 法定説明事項

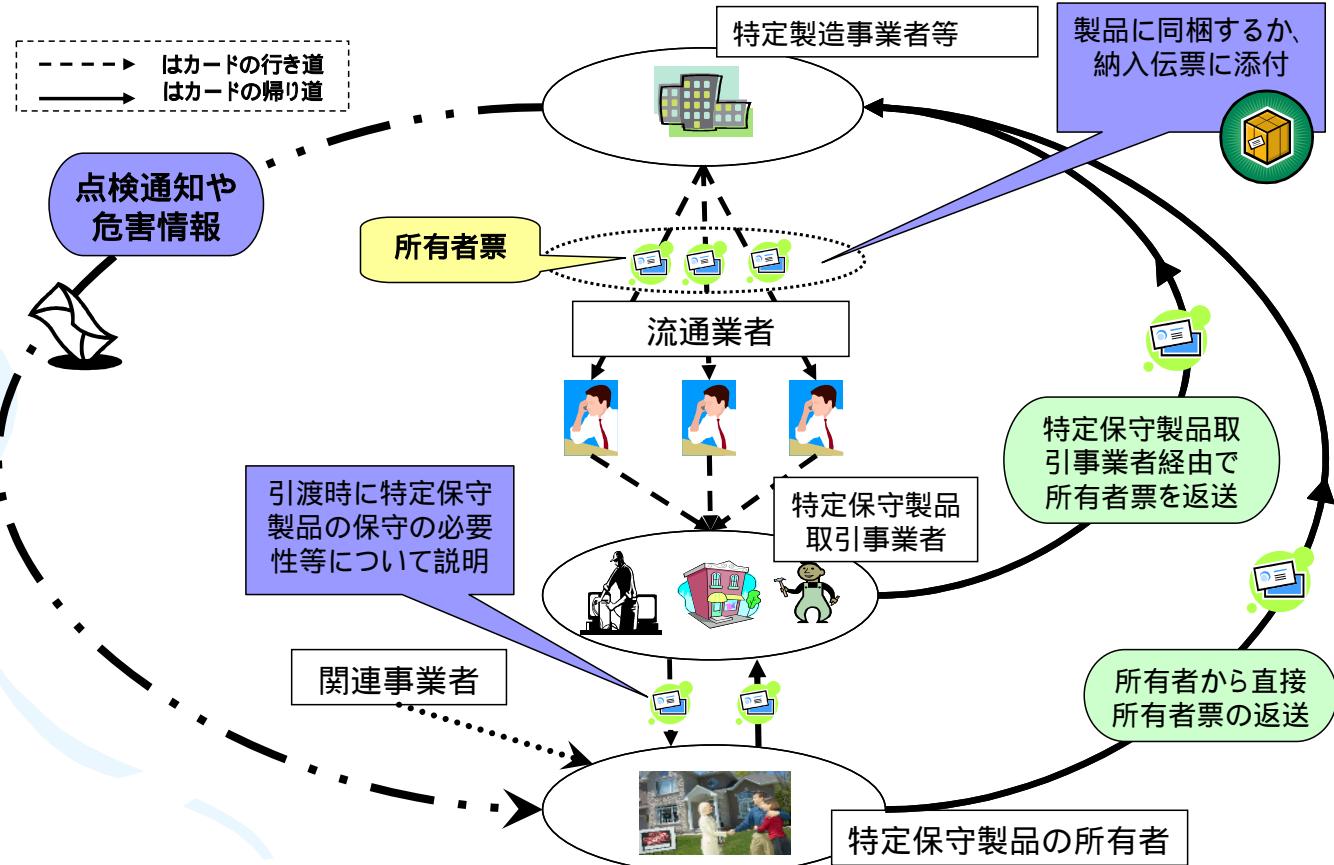
所有者票には、  
製品に表示されて  
いる「設計標準使  
用期間」などが記  
載されています。

購入者に記入  
してもらい、  
所有者票を回  
収して投函

## 法定説明事項の説明義務(補足)

- ✓ 説明の相手方は一般消費者に限らない(所有者として家屋賃貸人等の事業者がありうることを考慮)
- ✓ 説明すべき時期は、まさに引渡しを行うその時でなければならないわけではなく、引渡しと時間的に先後することは許される(ただし時間的に密接であることは必要)
- ✓ 説明は、特定保守製品を設置する事業者に委託することもできる。ただし、委託された者がきちんと説明をしなかった場合には、その責任は特定保守製品取引事業者にある。
- ✓ 取得者が、 製品又は製品が付属する建物を再度譲渡することを目的として取得しようとする者(卸業者、建物の転売)の場合、 製品又は製品が付属する建物を賃貸することを約して取得しようとする者(セール・アンド・リースバック)の場合、 製品の知識を有し、保守を的確に遂行することができる者(AM業者・PM業者)に委託することとして取得しようとする者の場合、 製品を廃棄する旨を申し出て建物を取得しようとする者の場合、 建物に製品を付属させ、建物を譲渡することを目的として取得しようとする者の場合は説明不要となる。
- ✓ 卸業者等の流通段階の販売事業者には法律上、説明義務は課されないが、特定保守製品に関して特定保守製品取引事業者には義務・責務が発生することを、取引先に対して説明をお願いします。

## 所有者情報の提供の協力責務(補足)



協力の方法としては、所有者票を代わって送付することのほか、ウェブ登録を設けているような特定製造事業者等の製品の場合にはウェブ登録を代わって行うといったこと、一覧表にしてまとめて送付するといったことが考えられる。

## 特定保守製品取引事業者の対応状況(例)

2009年11月から12月にかけて全国の経済産業局等の職員が、点検制度対象製品(特定保守製品)を取り扱う事業者(特定保守製品取引事業者)の調査を実施した。

### <燃料・器具販売店、住宅設備機器店、ホームセンター、家電量販店>

メーカー・ガス事業者、家電量販店本社から制度周知がなされており、消費者への制度説明義務はほぼ実施されていると見られる。しかし、所有者票の返送代行協力の実行には繋がっていない。

### <スーパー>

取り扱う特定保守製品が季節商品の密閉燃焼式石油温風暖房機だけであるため、4月の法令施行時には取扱いがなく、最近になって取扱いを開始したところ。このためか、スーパーは点検制度について全く認識していなかった。

### <ハウスメーカー・工務店>

従業員への制度周知、消費者への制度説明が実施されていた。しかし、所有者票返送代行は実施されていなかった。

### <不動産販売店>

メーカーと直接取引が無い不動産販売業者は、点検制度について全く認識していなかった。



## 長期使用製品安全点検・表示制度について (5) 関連事業者の役割

## 所有者への情報提供の責務

特定保守製品の取引の仲介(不動産取引仲介業者等)、修理・設置、ガス・電気・石油供給を行う事業者(関連事業者)は、製品の所有者に対して、**点検等の保守や所有者登録等の必要性**についての情報が円滑に提供されるよう努めなければならない。(法第32条の7)

- 1 行政処分は伴わない 2 法施行日(平成21年4月1日)以降に製造・輸入された製品に限る

### 具体例

#### 不動産取引仲介業者

建物の売主から買主に対して渡される**設備表**に、特定保守製品に関する記載を設ける

#### 設置事業者

引越、リフォーム工事に伴う設置のような場合に、所有者登録内容の更新等の必要性を伝える  
**修理事業者**

修理の際に所有者登録されているか、されていなければ登録等の必要性を伝える

#### エネルギー供給業者

保安点検・調査の結果や料金等を需要家に対して通知するにあたり、書面・チラシ等を配布する場合は、当該書面等に所有者登録・変更等の必要性を記載する。また、需要家と対面する機会に所有者登録等の必要性を伝える。

#### 仲介業者用定型書式のイメージ

特定保守製品(室内式ガス瞬間湯沸器、室内式ガスふろがま、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機)の設置の有無

特定保守製品とは、消費生活用製品安全法第2条第4項により指定されている製品で、製品の所有者に所有者登録等の責務と点検等の責務が課されています。

## 所有者への情報提供の責務(補足)

- ✓情報提供の相手方は一般消費者に限らない(所有者として家屋賃貸人等の事業者がありうることを考慮)
- ✓情報提供すべき時期は、所有者に接する機会や所有者へ何らかの連絡をする機会
- ✓製品に「特定保守製品」の表示が無いなど、対象製品かどうかが分からぬ場合は、責務はありません。
- ✓責務の対象となる製品は、平成21年4月1日以降に製造・輸入されたもので、製品の見やすいところに「特定保守製品」と表示されている。
- ✓同梱の所有者票は捨てずに、特定保守製品取引事業者に確実に渡す。(特定保守製品取引事業者から指示をされている場合は当該指示に従う)。



## 長期使用製品安全点検・表示制度について

### (6) 所有者の役割

## 所有者情報の提供の責務及び点検等の保守の責務

- 特定保守製品の所有者は、特定製造事業者等に対して、所有者情報を提供する責務を負う（法第32条の8第1項）
- 特定保守製品の所有者は、事故が生じた場合に他人に危害を及ぼすおそれがあることに留意し、点検を行う等その保守に努めるものとする（法第32条の14）
- 特に、特定保守製品を賃貸の用に供する事業者は、賃借人の安全に配慮すべき立場にあることからも特にその保守が求められる（法第32条の14第2項）

1 行政処分は伴わない 2 法施行日（平成21年4月1日）以降に製造・輸入された製品に限る

製品がいったんエンドユーザー（消費者）の手に渡った後は、所有者が管理するのが原則  
→消費者基本法にも「消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない」（同法第7条第1項）とあることを受け、所有者の責務を規定  
管理を怠ることにより事故が発生すれば、自己だけではなく第三者にも危害が及びうる



I

## 長期使用製品安全点検・表示制度について (7) 経年劣化に関する情報収集・提供

(7) 経年劣化に関する情報収集・提供

問題点

経年劣化に起因する危害は、特定保守製品に限らず起こりうる



事故報告制度によって得られた情報を国が分析し、その結果として得られる経年劣化に関する情報  
(例: どのような製品につき経年劣化による危害が生じるか、どのような材料が劣化しやすく、いかなる危害が発生しうるか等)を公表する 既販品も対象



製造・輸入事業者は、公表された情報を活用し、設計や製品への表示の改善を行うよう努める

例: 他社が製造する同種の製品で、経年劣化による危害が発生したという情報が国から公表された場合に、それを生かして注意喚起表示を行う



製造・輸入事業者、小売販売事業者は、経年劣化による危害の発生の防止に資する情報を収集し、収集した情報を一般消費者に提供するよう努める 既販品も対象

例: カタログに「この製品は 年程度使用すると経年劣化による危害の可能性が高くなります」といった記載を行う



## (8) 長期使用製品安全表示制度について

## 長期使用製品安全表示制度（点検制度との違い）

### 長期使用製品安全表示制度（本制度）

### 長期使用製品安全点検制度

#### 規制方法

##### ◆電気用品の技術上の基準を定める省令の改正

#### 対象製品

経年劣化による重大事故の発生率が点検制度対象製品までもないものの、発生件数が一定程度の製品（産業用のものを除く。）

- 扇風機
- エアコン
- 換気扇
- 洗濯機（乾燥装置を有するものを除く。）及び脱水機（洗濯機と一体になっているものに限る。）
- ブラウン管テレビ

#### 内容

##### ◆技術基準適合義務（従来と同様。）

→追加項目（長期使用時の注意喚起表示）の遵守

##### ◆消費生活用製品安全法の改正

経年劣化による重大事故の発生率が一定割合以上の製品

- ガス瞬間湯沸器（都市ガス用及びLPガス用）
- ガスバーナー付きふろがま（都市ガス用及びLPガス用）
- 石油給湯器
- 石油ふろがま
- FF式石油温風暖房機
- ビルトイン式食器洗機
- 浴室用乾燥機

##### ◆点検制度の遵守

→所有者に対する対象製品の所有者登録、製造事業者等に対する点検応諾、販売事業者等に対する引渡時の説明等

## 長期使用製品安全表示制度～表示内容～

- ◆ 製造年
- ◆ 設計上の標準使用期間
- ◆ 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨

### <表示例>

#### ( ヨコ書き )



【製造年】 20XX年  
【設計上の標準使用期間】 △△年  
設計上の標準使用期間を超えて使用されると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

#### ( タテ書き )



【製造年】 20XX年  
【設計上の標準使用期間】 △△年  
設計上の標準使用期間を超えて使用されると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

- ◆ 文字は判読しやすいように可能な限り大きいことが原則。  
(文字の大きさ (高さ) 3.0mm程度～が目安)
- ◆ スペースに限りがある場合は、ある程度距離があっても読める範囲の大きさの文字とすること。  
(文字の大きさ (高さ) ～2.0mm程度が限度)
- ◆ 表示は、スペースを有効に活用するため、ヨコ書き、タテ書きは問わない。
- ◆ 銘板等に既に製造年を表示している場合、その近傍に本表示をする場合に限り製造年の表示を兼用しても良い。

## 長期使用製品安全表示制度～設計上の標準使用期間～

### 設計上の標準使用期間の算定の根拠など

- ◆ 標準的な使用条件等の設計標準使用期間の算定根拠を、製品に同梱する取扱説明書等に記載することが望されます。
- ◆ また、標準的な使用条件を超えて使用した場合に設計上の標準使用期間が変動してしまうおそれがある場合には、その旨を取扱説明書等に明記することが望されます。
- ◆ 表示された設計上の標準使用期間は、実際に実施した試験データ等の記録を保管し、説明できる状態にしておくことが望されます。

設計上の標準使用期間の設定に当たっては、できる限り統一した考え方で設定されることが望まれることから、それぞれの標準的な使用条件について、JISを策定。

## ～設計上の標準使用期間～

### 設計上の標準使用期間の算定

標準的な使用条件を設定(次ページ参照)

を踏まえ、試験条件を設定(例: 1.6(時間/回) × 5(回/日) × 110(日/年) × 年 = 時間)

を踏まえ、製品全体の耐久試験、加速試験を実施( )

各社ノウハウによる加速試験や、  
構成部品の仕様、耐久試験結果等に基づき合理的に算出された数値を活用することができる

安全上支障が生ずるおそれが著しく少ない、又はその旨を判断することができなくなる年数を設定



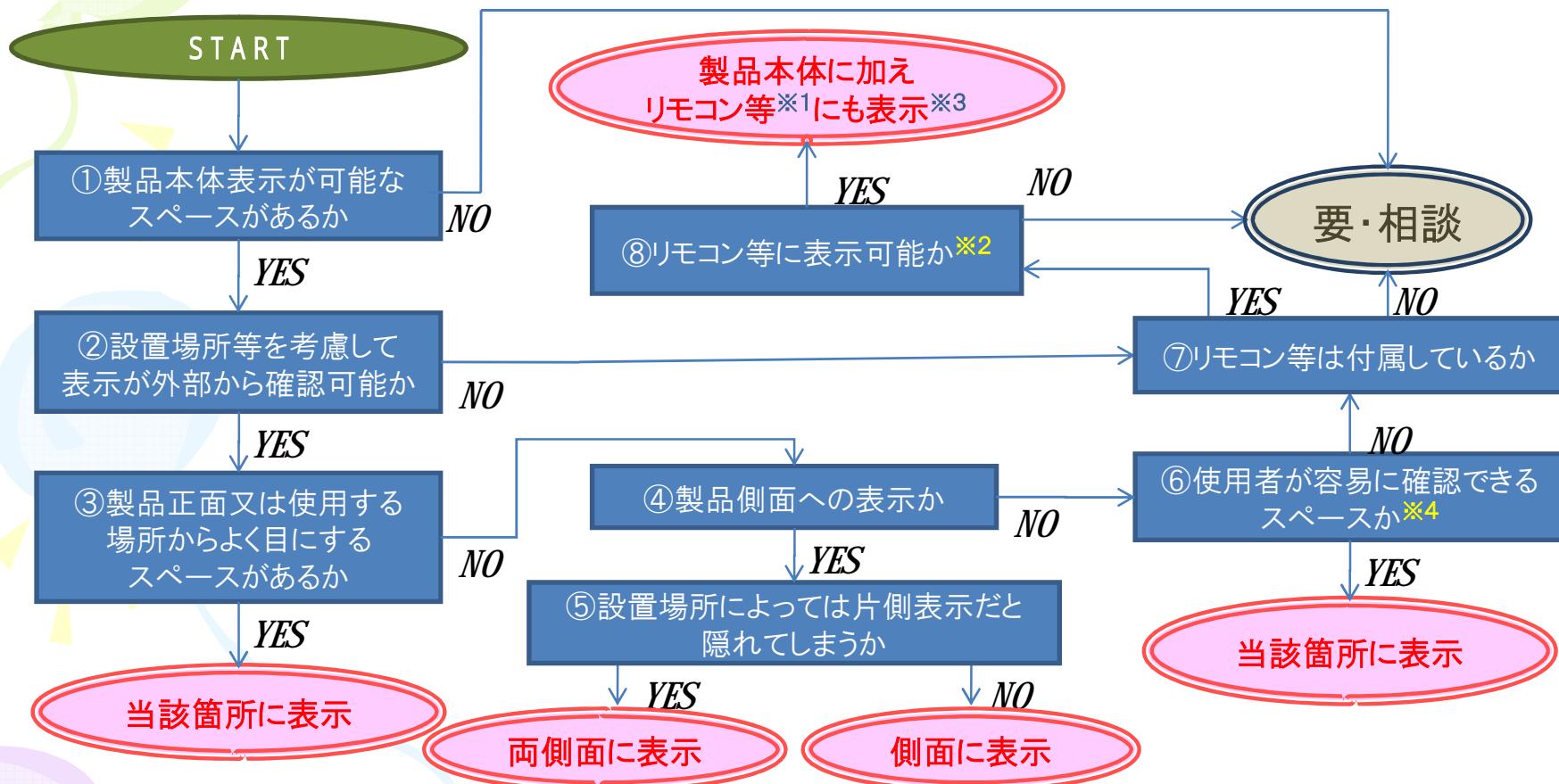
## ～設計上の標準使用期間～

## 扇風機の標準使用条件 (JIS C9921-1から抜粋)

環境条件	電圧	単相100 V又は単相200 V	製品の定格電圧による。
	周波数	50 Hz及び/又は60 Hz	
	温度	30	
	湿度	65 %	
	設置	標準設置	製品の取扱説明書・据付説明書による。
負荷条件		定格負荷(風速)	製品の取扱説明書による。
想定時間など	扇風機(壁掛け扇 天井旋回扇を含む。)	運転時間	8 h/日
		運転回数	5回/日
		運転日数	110日/年
		スイッチ操作回数	550回/年
		首振運転の割合	100 %
	天井扇	運転時間	10 h/日
		運転回数	5回/日
		運転日数	180日/年
		スイッチ操作回数	900回/年
		首振運転の割合	規定しない。

注記 環境条件の湿度65 %は、JIS Z 8703の試験状態を参考としている。

## 長期使用製品安全表示制度～製品への表示場所～



注1 リモコン等とは、リモコン、壁等に据え付けるスイッチ、その他の使用者がよく目にし、かつ、長期間交換等が想定されていない付属品等が考えられる。

注2 リモコンに十分な表示スペースがない、あるいはリモコン等と製品本体が対応していないため製造年や標準期間が明記できない等が判断基準となる。

注3 本体に表示するとともに、リモコンにも最小限の情報として「本体の表示」や「取扱説明書」を見るよう促す旨を記載すること。

注4 高い場所に設置する際の製品下面、目線より低い場所で使用される際の上面、その他の製品使用時によく目にする場所等が該当。



## (参考)標準的な使用条件のJIS

<長期使用製品安全点検制度 9品目 >

- JIS S 2071 家庭用ガス温水機器・石油温水機器の標準使用条件及び標準加速モード並びにその試験条件
- JIS S 2072 家庭用ガスふろがま・石油ふろがまの標準使用条件, 標準加速モード及び試験条件
- JIS S 2073 家庭用密閉燃焼式石油温風暖房機の標準使用条件, 標準加速モード及び試験条件
- JIS C 9920-1 ビルトイン式電気食器洗機の設計標準使用期間を設定するための標準使用条件
- JIS C 9920-2 浴室用電気乾燥機の設計標準使用期間を設定するための標準使用条件

<長期使用製品安全表示制度 5品目 >

- JIS C 9921-1 扇風機の設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件
- JIS C 9921-2 換気扇の設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件
- JIS C 9921-3 ルームエアコンディショナの設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件
- JIS C 9921-4 電気洗濯機の設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件
- JIS C 9921-5 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限る)の設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件



【参考】石油燃焼機器、リチウムイオン蓄電池  
、ガスコンロ等の製品指定について

# 石油燃焼機器が製品指定されました

石油燃焼機器を「消費生活用製品安全法」の規制品目に製品指定し、技術基準省令において具体的な内容を義務付けました。

(平成21年4月1日施行、販売猶予期間(経過措置期間)は平成23年3月31日まで)

法規制対象: **石油給湯機**(灯油の消費量70kW以下、熱交換器容量50リットル以下)

…空だき防止装置、一酸化炭素濃度基準値遵守等の義務付け

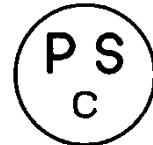
**石油ふろがま**(灯油の消費量39kW以下)

…空だき防止装置、一酸化炭素濃度基準値遵守等の義務付け

**石油ストーブ**(ファンヒーターを含む)(灯油の消費量12kW以下(開放燃焼式で自然通気型は7kW以下))

…**不完全燃焼防止装置、カートリッジ給油式ストーブに給油時消火装置等の義務付け**(不完全燃焼防止装置は1年間、給油時消火装置は9月間、インターロック機構は9月間の製造猶予期間を設けた)

製品指定によって、**PSCマーク**の表示がない石油燃焼機器は販売できなくなります。



PSCマークの例



石油給湯機



石油ふろがま



石油ストーブ



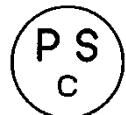
ファンヒーター<sup>37</sup>

# 石油燃焼機器の販売事業者の皆様へ

## 石油燃焼機器の規制について

石油燃焼機器(石油給湯機・石油ふろがま・石油ファンヒーターを含む石油ストーブ)が、**消費生活用製品安全法**の特定製品に指定されました。製造・輸入事業者は国が定めた安全基準を満たしPSCマークを表示した上で販売しなければなりません。

販売事業者は**石油燃焼機器にPSCマークが表示されて**いることを確認した上で販売していただくことになります。



PSCマーク

## 規制の開始

本規制は平成21年4月1日から施行されますが、施行後2年間の経過措置が設けられます。したがって、平成23年4月1日からPSCマークのない石油燃焼機器は販売できなくなります。

(注) PSCマークの付いている石油燃焼機器は、空焚き防止装置の設置義務付け、一酸化炭素濃度基準値遵守、カートリッジタンクのふたの改善、カートリッジ給油式に給油時消火装置設置義務付け、不完全燃焼防止装置設置義務付けなどが課され、**より安全な製品**になります。

(これは、重大事故が発生している石油燃焼機器の事故を防止するため、製品の欠陥だけではなく、消費者の誤使用や不注意を招きやすい構造・機能を改良する必要があることから、必要な安全基準を新たに講じることとしたものです)

【お問い合わせ先】

経済産業省商務流通グループ製品安全課

TEL 03-3501-4707, FAX 03-3501-6201

# リチウムイオン蓄電池が製品指定されました

従来電気用品安全法の規制対象として、コンセントにつないで使用する電気用品のみを対象としていたところ、「蓄電池であって、政令で定めるもの」を電気用品の定義に追加して、規制の対象としました。 平成20年11月20日施行。(ただし、施行日以前に製造・輸入されたものは除く。)

- 政令において、単電池1個当たりの体積エネルギー密度が400ワット時毎リットル以上のリチウムイオン蓄電池を指定。ただし、自動車用、原動機付自転車用、医療用機械器具用、産業用機械器具用及び特殊な構造のものは除く。
- リチウムイオン蓄電池の製造(輸入)事業者は、技術基準の適合義務、自主検査の実施によりPSEマークを表示することができます。また、PSEマークのないものは販売できません。
- 技術基準は、JIS C8712「密閉型小形二次電池の安全性」のうち、リチウムイオン蓄電池に係る事項をベースとして、JIS C8714「携帯電子機器用リチウムイオン蓄電池の単電池及び組電池の安全性試験」を上書きして作成。具体的には、圧壊試験、外部短絡試験、外部加熱試験、強制内部短絡試験等。

リチウムイオン  
蓄電池の形態



ノートパソコン用



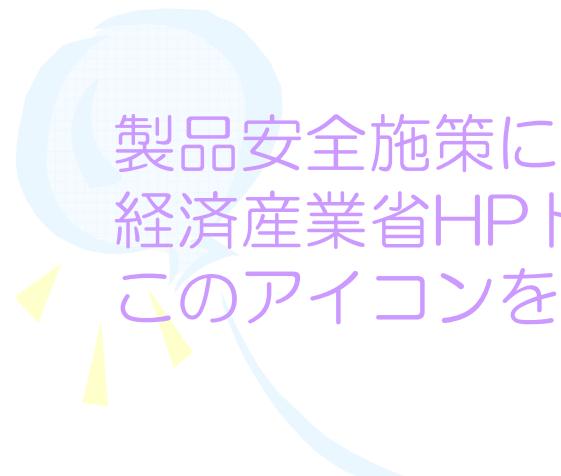
携帯電話用



PSEマークの例



# ご清聴ありがとうございました。



製品安全施策については、  
経済産業省HPトップページの  
このアイコンをクリック





経済産業省におけるセキュリティゲート等の導入  
● 経済産業省図書館の休館について

### METI Journal (広報誌)

ちょっと立ち読み



1・2月号(最新号)

ちょっと立ち読み



11・12月号

目標(平成22~26年度)の策定に関する意見募集(1月28日)

- 「雇用創出企業」ウェブサイトの公表について(1月22日)
- 経済産業省所管独立行政法人の役員の公募について(1月22日)
- エコカー補助金制度における輸入車の扱いについて(1月19日)
- 住宅版エコポイント制度の実施について(1月15日)

注目情報一覧を見る

### 政策分野別キーワード

・全施策体系を見る



経済産業

・一覧を見る

- 経済成長戦略
- 産活法
- 事業再生ADR
- 技術流出防止
- 競争法コンプライアンス
- 産業革新機構
- 産業技術
- 特許
- 標準
- 社会人基礎力
- 製品安全
- 特商法、割販法



対外経済

・一覧を見る

- EPA、FTA
- WTO
- APEC
- ERIA
- BOPビジネス
- 貿易保険
- 貿易管理
- 安全保障貿易管理



ものづくり・情報・サービス産業

・一覧を見る

- 水ビジネス
- 次世代自動車
- 医療産業研究会
- IT政策
- 個人情報保護
- 雇用創出企業
- 地域魅力発見バスツアー
- 化学物質管理
- コンテンツ産業



エネルギー・環境

・一覧を見る

- 次世代エネルギー社会システム(スマートグリッドなど)
- 再生可能エネルギーの全

### 情報発信

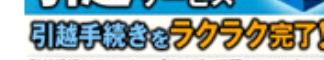
- ・会見・スピーチ
- ・イベント・行事
- ・刊行物・パンフレット
- ・キッズページ
- ・政府広報

### 申請・手続き

- ・申請・届出
- ・情報公開
- ・パブリックコメント
- ・ノーアクションレター
- ・資格・試験

### 外局へ

- 資源エネルギー庁
- 原子力安全・保安院
- 特許庁
- 中小企業庁
- 各地方経済産業局



製品安全ガイド - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る(←) 前進(→) 停止(X) 検索 お気に入り ブックマーク メール フォルダ ユーザー

リンク Yahoo!ツールバー

アドレス(D) http://www.meti.go.jp/product\_safety/index.html 移動

# 製品安全ガイド

検索 文字サイズ: 小さく 標準 大きく



リコール情報

長期使用製品安全点検・表示制度が始まります  
(平成21年4月1日から)  
詳しくはここをクリック!

製品事故の検索

石油燃焼機器が規制の対象になります  
(平成21年4月1日から)  
詳しくはここをクリック!

FAQ

リチウムイオン蓄電池が規制の対象になります  
(平成20年11月20日から)  
詳しくはここをクリック!

事故情報報告フォーム

PSE制度が見直されました  
詳しくはここをクリック!

長年ご使用の家電製品にご注意下さい  
詳しくはここをクリック!

新着情報

お知らせ 2008年07月4日  
消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において

製品安全対策  
優良企業  
経済産業大臣表彰  
経済産業省

お子様向け  
資料はこちら

イベント情報

2008年7月8日  
製品安全点検日セミナー(7月)

2008年7月~12月  
長期使用製品安全点検・表示制度都道府県別説明会(7月~11月)

2008年6月20日~7月11日  
長期使用製品安全点検・表示制度セミナー(7月~8月)

信頼済みサイト